失踪宣告取消

平成２３年（家）第９１０６号
本籍北海道白糠郡白糠町上茶路東２線24番地、住所東京都新宿区北新宿４丁目１番14号
申立人（失踪者）　辻野　芳範
昭和29年10月16日生
平成23年12月７日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２３年（家）第７５０号
本籍岩手県上閉伊郡大槌町金澤第十六地割37番地イ、住所千葉県船橋市馬込町1155―２株式会社なにわ建設内
申立人（失踪者）　佐々木次郎
昭和23年６月14日生
平成23年12月７日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

平成２３年（家）第９８５号
本籍北海道室蘭市母恋北町３丁目28番地、住所不明
失踪者　髙田　　京
昭和38年８月８日生
平成23年12月８日失踪宣告取消審判確定
千葉家庭裁判所市川出張所裁判所書記官

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第２９４２号
名古屋市北区平安２丁目25番30号
債務者　株式会社西浦木工
代表者代表取締役　宮崎　成仁
1　決定年月日時　平成23年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡邉　和義
4　破産債権の届出期間　平成24年１月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午前11時15分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８８５号
横浜市青葉区しらとり台２番67
債務者　有限会社ケー・エイチ・エス・コーポレーション
代表者取締役　青木　一明
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲村　育雄
4　破産債権の届出期間　平成24年１月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前10時40分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４６３号
山梨県笛吹市石和町唐柏字河原977番地
債務者　ジーアイエンジニアリング株式会社
代表者代表取締役　後藤　正志
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小宮山新吾
4　破産債権の届出期間　平成24年１月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午後２時30分
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１２８号
熊本県八代市坂本町西部は287番地
債務者　有限会社太鴻
代表者代表取締役　竹永　三太
1　決定年月日時　平成23年12月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小西　直樹
4　破産債権の届出期間　平成24年１月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月15日午前10時
熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第５５号
千葉県南房総市千倉町千田868番地
債務者　有限会社黒潮建設
代表者代表取締役　髙橋　慶一
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　貴康
4　破産債権の届出期間　平成24年１月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月13日午後３時30分
千葉地方裁判所館山支部

平成２３年（フ）第５８１号
茨城県小美玉市小川1399番地
債務者　クボタ商事株式会社
代表者代表取締役　久保田真人
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後３時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田原　　緑
4　破産債権の届出期間　平成24年１月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月16日午前10時40分
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第４４９号
愛媛県東温市志津川106番地
債務者　株式会社富岡エステイト
代表者代表取締役　岡　　靖
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　越智　顕洋
4　破産債権の届出期間　平成24年２月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月12日午後１時20分
松山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８０９５号
大阪市城東区野江３丁目16番13号
債務者　マルセル株式会社
代表者代表取締役　堀内　康男
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　俊順
4　破産債権の届出期間　平成24年２月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２７０４号
広島県尾道市西土堂町３番29号
債務者　稲尾　吉茂
1　決定年月日時　平成23年12月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福島　康夫
4　破産債権の届出期間　平成24年２月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月12日午後１時30分
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６５９号
福岡市西区今宿２丁目13番９号
債務者　有限会社野口商会
代表者代表取締役　野口　明美
1　決定年月日時　平成23年12月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　服部　博之
4　破産債権の届出期間　平成24年２月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月８日午後３時
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２３号
兵庫県姫路市広畑区本町１丁目41番地
債務者　株式会社酒楽館ヒグチ
代表者代表取締役　樋口　昌城
1　決定年月日時　平成23年12月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立花　隆介
4　破産債権の届出期間　平成24年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月15日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第５０８号
愛知県刈谷市神明町１丁目52番地
債務者　丹羽　友美
1　決定年月日時　平成23年12月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松山　剛久
4　破産債権の届出期間　平成24年２月３日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年３月26日午後２時50分
6　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係